

# 平成26年4月から 国民年金の制度が改正されます

平成26年4月から国民年金保険料に関する制度が一部改正されますので、お知らせします。

## 1. 国民年金保険料の2年分の前納が可能になります

現在は、半年分（6か月）または1年分の前納（保険料を先払いすることです）が可能で、前納すると保険料が割引されますが、さらに割引額が多い「2年分の前納」もできるようになります。

- 2年前納は、口座振替で納付することになります。
- 毎月納付する場合に比べ、14,000円程度の割引になります。  
※平成26年度の保険料が確定していないため、この割引額は平成25年度の保険料で推計した額です。

- (1) 申込期限：平成26年2月末日までにお近くの年金事務所または役場担当窓口へお申込みください。
- (2) 申込方法：2年前納をするための申込方法は下記のとおりです。

### 【必要なもの】

- ・ 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書  
※申込用紙は、お近くの年金事務所や役場担当窓口にあります。
- ・ 基礎年金番号を確認できるもの（年金手帳や保険料納付書の控え、年金の郵便物など）
- ・ 金融機関の通帳及び届出印

現在、6か月または1年前納をされている方などについては、1月中旬頃に日本年金機構より2年前納制度のご案内が送付されています。

- (3) その他：2年前納をお申込みされた場合、**保険料の口座振替は平成26年4月末日**となります。



## 2. 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が広がります

国民年金は、所得が少ない場合や失業等により保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除申請をすることができますが、これまでは免除が受けられる期間は、申請日の直前の7月から翌年の6月（学生納付特例制度の場合は直前の4月から翌年の3月）まででした。**平成26年4月からは、申請日時点の2年1か月前の月分まで免除申請できるようになります。**

### 【特例免除の対象期間も広がります】

失業などを理由とした免除（特例免除）の申請をする場合、これまでは申請時点の年度または前年度に失業等をしていることが条件でした。

## 平成26年4月からは…

失業等をした前月から失業等をした年の翌々年6月までの期間について特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前の失業等も対象となりますが、この場合の過去分の審査対象期間は2年1か月前までとなります。）

申請方法：お近くの年金事務所または役場担当窓口で下記の手続きを行ってください。

#### 【必要なもの】

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書  
※申請用紙は、お近くの年金事務所や役場担当窓口にあります。
- ・所得証明書等（他市町村で課税されている場合などに必要となります。）
- ・基礎年金番号を確認できるもの（年金手帳や保険料納付書の控え、年金の郵便物など）
- ・印鑑

特例免除の申請をされる場合は、雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者離職票等の写しなど失業していることを確認できる書類も追加で必要となります。

（注意事項など）

- 免除申請が遅れますと、万一の際に障害年金などを受け取れない場合や特例免除が受けられない期間が生じることがあります。
- 申請期間に対する前年所得に基いて審査がされますので、所得の状況によっては免除が承認されない場合があります。

### 3. 障害年金受給者等で保険料の通常納付ができるようになります

障害基礎年金などを受給している方は、保険料の納付が免除（法定免除）されるため、老齢基礎年金額の増額を希望される場合は、免除された保険料は追納制度（保険料を後払いすることです）を利用して納付することになっていました。

## 平成26年4月からは…

法定免除となっている期間でも保険料の通常納付ができる「納付申出制度」を利用することができます。また、以下の制度もあわせて利用することができるようになります。

- 保険料の口座振替（便利で保険料の納め忘れがありません）
- 保険料の前納（保険料の割引がされます）
- 付加保険料の納付（月額400円を保険料に上乗せして年金額を増額できます）

納付申出制度については、お近くの年金事務所または役場担当窓口で、必要な書類や手続きの説明、ご相談の受付を行いますのでご利用ください。

上記の各年金制度の改正に関することや国民年金に関することにつきましては、下記へご連絡または 担当窓口までお越しください。

なお、その際は、基礎年金番号を確認できるものをご用意ください。



〒040-8555

函館市千代台町26-3

日本年金機構

函館年金事務所 国民年金課

（☎0138-56-1165）

または 奥尻町役場 住民課国保年金係  
（☎2-3406）

お気軽にご相談ください。